

# 千葉県銚子児童相談所一時保護所 第三者評価結果報告書

種別	一時保護所
----	-------

## ①第三者評価機関名

一般社団法人Ricolab.

## ②施設名等

名称：	千葉県銚子児童相談所一時保護所
施設長氏名：	三田 茂男

## ③評価日程

利用者調査：	10月上旬～11月上旬
自己評価：	10月上旬～11月上旬
訪問調査：	2025年12月23日.

## ④総評

### 【良い点】

○「こどもの学力、学習習慣を考慮した学習指導に心がけて、退所後の新たな生活にスムーズに移行できるように援助している」  
入所時にはこどもの学力、学習意欲等を把握するために学力テストを実施し、課題を抽出して、得意、不得意に応じた学習計画を立てている。2人の学習指導非常勤職員と生活指導員が自作の漢字練習プリント、計算ゲームワークシート、英語学習などを通じて、こどもに学習意欲を高めさせる工夫と学習習慣を身につける援助をきめ細やかに行っている。学習指導職員がタブレットを利用した一对一の学習指導も実施している。登校できないこどもには、児童福祉司から在籍校に働きかけて、教材を持ち込んだ学習で連携を取っている。在籍校との距離、安全確保の可能な範囲で登校支援を行い、通学実績がある。

### 【良い点】

○「日頃から児童福祉司等と情報交換したり、措置解除に向けた動きについて、適宜、連携しつつ、こどもの最善の利益を最優先した関わりとなるよう、丁寧に進めている」  
小規模の児童相談所の特性をいかして、一時保護されているこどもの生活状況を日常的に児童福祉司等と情報共有しながら進めている。また、こども一人ひとりのケースカンファレンスについても、適宜、一時保護所の職員が出席し、措置解除に向けた動きを共有するとともに、保護者や里親への説明を一時保護所の職員が担うこともある等、児童相談所全体で役割分担しながら、こどもの最善の利益を最優先した関わりとなるよう、丁寧に進めている。

### 【更なる改善点】

●「新たに事業計画書をとりまとめ、理念や基本方針、年度の重点目標等を冒頭に掲げ、年間を通して達成を目指していく仕組みの導入が期待される」  
現在のところ、職員の業務分担や年間予定表、所内研修、所外活動等を明示して計画的な運営となるように取り組んでいる。一方で、こどもへの養育・支援の進め方等について職員の養育観に相違が生じている状況がうかがえる。今後は、単年度の事業計画書をとりまとめ、冒頭に理念や基本方針、年度の重点目標等を掲げて職員間で共有するとともに、判断に迷った際に振り返ることで養育観等の統一を図り、年間を通して達成を目指す仕組みを新たに導入していくことが期待される。

### 【更なる改善点】

●「食糧等の備蓄品に関して数量等の根拠を明確化するとともに、シミュレーションに基づいて対応手順を具体化しておくことが望まれる」  
地震、火災、浸水等の事態を想定し、時間帯等にも変化をつけながら定期的に避難訓練を実施している。災害発生時のインフラ停止等も想定し、食糧等の備蓄や定期的な在庫・消費期限等の確認も行っている。一方、在籍するこどもの人数や職員数に照らして必要な食材の量や、献立・数量といった提供の仕方等は定まっていない状況が見られた。混乱が予想されるなかで、適切に食糧等を提供し、こどもたちの安全・安心を守るよう、シミュレーションを進めながら緊急時対策を具体化していく取り組みが望まれる。

## 実施状況

【判断基準】ごとに、○、△、× のいずれかを選択

## 評価基準

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

## ⑤第三者評価結果（別紙）

## 第三者評価結果（一時保護所）

### 第1部 こども本位の支援

#### 1. 一時保護施設の理念・基本方針

[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか		第三者 評価結果
[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか		b
1	一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している	○
2	理念・基本方針が職員に周知している	△
3	一時保護の目的（こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針としている	○
4	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている	○
5	入所するこどもの多くは権利侵害を受けてきていることを念頭に、一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している	○
6	理念・基本方針に基づく運営がされているかについて、職員が定期的の確認・振り返りを行う機会がある	△
【コメント】		
一時保護所の手引きが作成されており、理念に「ありがとう なかよく みんな笑顔で」というキャッチフレーズ等を明示して職員の理解が深まるようにしている。加えて、一時保護所が「安全で安心」な場所であること等も掲載している。なお、今年度、新規職員が8名入職して運営が進められている中で、理念と、実際の子どもの養育・支援の進め方に相違を感じる状況もみられるため、改めて理念を再確認する機会を用意していくことが期待される。		
[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか		第三者 評価結果
[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか		a
1	一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している	○
2	こどもをあたたかく迎え入れている	○
3	こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている	○
4	こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている	○
5	保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている	○
6	こどもが見られたり、知られたいと感ずることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている	○
7	こどもが職員に監視されていると感じないようなかわりをしている	○
【コメント】		
日頃の養育・支援場面で、各職員がこどもの目線に合わせて対応するように意識して行動している。また、大人を否定的に捉える傾向がある中で、職員と関わる中で「こんな大人もいるんだ」等と、こどもが肯定的に捉えることができ、職員に対して信頼感を抱けることを目指して取り組んでいる。		

[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか		第三者 評価結果
[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか		a
1	主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている	○
2	子どもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している	○
【コメント】		
入所前までに児童相談所で把握している主訴の背景等の情報を確認したうえで、子どもを受け入れている。また、日々の養育・支援場面で子どもが表出した行動について、勤務シフトの引き継ぎの際に、家庭で不適切な養育を受けてきた背景等も含めて職員間で共有しながら、適切な対応となるように努めている。		
[No.4] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか		第三者 評価結果
[No.4] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか		a
1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている	○
2	子ども自身が自分の想いを表現する機会を多くつくり、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している	○
3	子どもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう物品（おもちゃや本等）や時間が確保されている	○
4	子どもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている	○
【コメント】		
インテークの時に「遠かったでしょ」、「お腹すいていないかな」等、子どもに労いの言葉を伝える等により、一時保護所に対する第一印象が良く、前向きになれるようにしている他、どの職員にも気軽に相談できること等を説明し、話しやすい雰囲気づくりに努めている。また、子どもが自分を表現する機会として、制作に取り組む場面を用意し、完成したものを一時保護所内に展示している。		
[No.5] 個別支援を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.5] 個別支援を適切に行っているか		a
1	子どもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている	○
2	集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている（一律的な対応になっていない）	○
【コメント】		
日課が集団生活中心のものとならないように、子どもの状況や年齢に合わせて個別の日課を設定するとともに、適宜、日課を掲示し、子どもの理解が進むように取り組んでいる。また、職員が共通認識のもと、個別性の高い対応に努めている。		

## 2. 子どもの権利・子どもの意向の尊重

[No.6] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか		第三者 評価結果
[No.6] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか		b
1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している	○
2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している	○
3	一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行っている	△
4	一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行っている	△
【コメント】		
<p>子どもの権利ノートに基づく説明について、入所日が平日の際は担当の児童福祉司等で実施して子どもの理解が進むよう取り組んでいる。なお、入所日が休日の場合等には一時保護所で子どもの権利について説明する場面がある一方、確実な実施に至っていない状況がうかがえるため、今後、役割分担等、一連のプロセスを明確にして進めることで、子どもの権利について適切に説明していくことが期待される。</p>		
[No.7] 子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか		第三者 評価結果
[No.7] 子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか		b
1	子どもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている	○
2	子ども会議等、子どもの意見を聞く場がある	○
3	一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている	△
4	子どもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われるようサポートしている	○
5	意見形成・意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある取組みとなるよう、適宜見直しを行っている	○
【コメント】		
<p>子ども会議について、定例開催等を検討したこともあるが、子ども同士の話し合いが必ずしも生活ルールに関する意見を出し合う等、本来の機能につながらなかったため、現在は不定期に開催している。また、個別面談についても、必要に応じて、随時実施している。今後は、それぞれについて定例化を目指すことにより、子どもが一保護所の運営等について意見を直接伝えるしくみを構築していくことが望まれる。</p>		
[No.8] 子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか		第三者 評価結果
[No.8] 子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか		b
1	意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している	△
2	意見表明等支援事業が、入所中の全ての子どもにとって使いやすい仕組みになっている	○
3	意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある	○
【コメント】		
<p>子どもアドボカシー2名が毎月訪問しており、毎回、7名までと人数を決めて実施されている。なお、子どもアドボカシーの役割や機能について、子どもに口頭で説明しているが、今後、子ども目線でわかりやすいポスターを掲示していくことが期待される。また、意見表明等支援事業以外に、外部の第三者に相談できる仕組みを構築する必要性を感じているため、導入を目指していくことが望まれる。</p>		

[No.9] 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか		第三者 評価結果
[No.9] 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか		a
1	一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている	○
2	一時保護の決定にあたり、こどもの意見や意向を聞いている	○
【コメント】 保護開始時に「ようこそ！」や「応援してるよ！」等のメッセージを添えたり、イラストを多用した資料を用いて説明している他、平日や土日・祝日の日課についても、タイムスケジュールを明示した資料を提示して説明することで、理解が深まるように取り組んでいる。また、インテーク時にこどもの気持ちに寄り添いながら、意見や意向を丁寧に聴くように努めている。		
[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか		第三者 評価結果
[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか		a
1	保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、こどもに対して、現状や見通しについて説明をしている	○
2	児童福祉司等が説明した内容についてのこどもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている	○
【コメント】 今後の見通しについての説明は、児童相談所の担当福祉司等が担当している。適宜、一時保護所の職員と情報を共有している一方、日頃の生活場面でこどもから自然に表出された言葉を拾いながら認知しているかを確認している。		
[No.11] 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか		第三者 評価結果
[No.11] 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか		a
1	一時保護の解除にあたっては、こどもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている	○
2	一時保護解除時期や解除後の生活等について、こどもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている	○
3	一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している	○
4	一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、こどもが納得できるよう対応している	○
【コメント】 保護解除に向けて開催されるカンファレンスに一時保護所の職員も出席して検討し、こどもへの説明や保護者や里親への説明等のうち、一時保護所の職員が担当する場面等の役割分担を決めて進めている。例えば、保護者に対して、たくさん抱っこをして愛着形成することや、こどものよいところをほめること等、アドバイスしている。		
[No.12] こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.12] こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか		a
1	こどもからの聞き取りにあたっては、こどもの人権等への配慮を十分に行っている	○
2	こどもが安心して話せるよう配慮している	○
3	こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している	○
【コメント】 一時保護所の建物が狭隘であり、常時、区画された相談室の用意がない環境のなかで、こどもからの聞き取りを行う際には他のこどもに聞かれない場所で行うように努めている。また、必要に投じて、複数の職員で聞き取る等、適切に行うことができるよう取り組んでいる。		

[No.13] 子どもの援助指針（援助方針）等に対する子どもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか		第三者 評価結果
[No.13] 子どもの援助指針（援助方針）等に対する子どもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか		a
1	子どもの生活に関する今後の方針の検討に、子どもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている	○
2	援助指針（援助方針）等に対する子どもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している	○
3	子どもの意見や意向等を尊重した対応を行っている	○
4	子どもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由を丁寧かつわかりやすく子どもに説明している	○
5	子どもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由について子どもが理解できるように説明している	○
【コメント】		
援助方針会議の開催前に、子どもの意向確認を行い記録したり、援助方針会議の記録に子どもの意向を残す等の一連のしくみが構築されている。また、援助方針会議に一時保護課長が出席し、適宜、子どもの状況や意見等について説明している。		
[No.14] 一時保護施設での生活等に対する子どもの意見に対し、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.14] 一時保護施設での生活等に対する子どもの意見に対し、適切な対応を行っているか		a
1	子どもから出された意見等に対して、速やかに子どもにフィードバックをしている	○
2	子どもから出された意見等を受け止め、子どもがまた意見を出そうと思える対応をしている	○
3	意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出した子どもに配慮しながら、丁寧かつわかりやすくフィードバックしている	○
4	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている	○
【コメント】		
日頃の生活場面で子どもから出された意見等について、できる限り引き継ぎの際に職員間で検討・決定することにより、速やかにフィードバックできるように取り組んでいる。また、玄関先に設置された意見箱へ投函された案件についても対応方法を明確に定めて取り組んでいるが、実際には直接、口頭で意見が寄せられることがほとんどの状況となっている。		

### 3. 一時保護施設における権利制限

[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か		第三者 評価結果
[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か		a
1	通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている	○
2	通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している	○
3	保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している	○
4	通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している	○
5	通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている	○
【コメント】 保護期間中に保護者と面会した後、こどもが不穏になった場合には次回の面会まで一定期間をあけるようにする等、こどもの安心を優先して制限する場合がある。また、通信について、こどもが作り上げた作品や手紙を保護者に送る場合がある。		
[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか		第三者 評価結果
[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか		a
1	生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない	○
2	正当な理由がある場合にやむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている	○
3	一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない	○
4	ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている	○
5	こどもが参画した議論の場（こども会議等）の活用により、こどもの意見を踏まえたルールの点検・見直しを行っている	△
6	生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している	○
【コメント】 生活ルールのうち、就寝時間はこどもの年齢を考慮し、一律でない形で設定するとともに、同じ部屋のこどもが就寝時間に別で過ごす等の配慮をしている。なお、こども会議については、生活ルールの点検・見直しを行うための議論にならなかったことを受けて、定例開催には至っていない。一方で、日頃のこどもとの関わりの中で寄せられた意見に基づき、生活ルールの変更等を職員間で検討し調整している。		

[No.17] 個別対応は適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.17] 個別対応は適切に行っているか		a
1	懲罰的な目的で、子どもを集団から分離する個別対応を行っていない	○
2	子どもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている	○
3	子どもの意に反して集団から分離する場合、子どもにその理由を説明している	○
4	子どもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、子どもの権利が守られている	○
【コメント】		
<p>子どもが冷静さを取り戻すことができるように、必要に応じて、部屋に戻り一定時間過ごすように促している他、建物の外の敷地内のスペース等、子ども自身が気分転換できる場所で過ごすことを認めながら対応している。</p>		
[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか		第三者 評価結果
[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか		a
1	子どもが私物を所持できることを基本としている	○
2	やむを得ず子どもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由について子どもにきちんと説明している	○
3	スマートフォン等の通信機器について、子どもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、子どもと話し合い、子どもと職員がともに考えている	△
【コメント】		
<p>私物を持ち込む例として、学習用品や、洗濯を繰り返しても影響のない衣類等がある。なお、スマートフォン等の通信機器については、SNS等を通じて外部とやりとりすることができるため、持ち込みを認めていない。通学する子どもについては、今年度、利用の要望はない状況となっている。</p>		

#### 4. 入所している子どもの権利擁護・権利侵害防止

[No.19] 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.19] 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		a
1	子どもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している	○
2	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明している	○
3	子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応を適切に行っている	○
4	被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取組み等を行っている	○
【コメント】 被措置児童等虐待対応について、職員間で不適切な言動とならないように取り組んでいる。また、関連する研修を受講する機会等も用意しながら、職員の理解浸透と意識向上に取り組んでいる。		
[No.20] 子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.20] 子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		a
1	子ども同士での権利侵害が起こらないように、子どもへの権利教育を行っている	○
2	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている	○
3	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している	○
4	子ども同士での権利侵害等、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている	○
【コメント】 入所時も含め、子ども同士の権利侵害が生じた際には、すぐに職員へ相談することを予め伝えている他、課内会議や日々の引き継ぎの際などに、権利侵害が生じる可能性がある状況等を職員間で共有しながら、養育・支援場面で子どもの様子を見守りながら発生防止に努めている。		
[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか		a
1	入所している子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない	○
2	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている	○
【コメント】 以前、食文化を尊重した食事を提供する取り組みがあったが、今年度、子どもの信条や慣習、思想、信教の自由を保障するために個別に生活ルール等に配慮するケースはみられていない。		
[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか		第三者 評価結果
[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか		a
1	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティの子どもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている	○
【コメント】 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに関連する研修を受講する等により、該当する子どもが入所した際に備えている。ただし、現在のところ、個別対応が必要なケースはみられていない。なお、一時保護所のハード面として、十分な配慮が行き届いた環境を提供することは困難と認識している。		

## 第2部 一時保護施設的环境・運営体制

### 1. 一時保護施設的环境

[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか		第三者 評価結果
[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか		b
1	一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている	○
2	ユニットを整備している	△
3	個室を提供している	○
4	複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている	○
5	定員超過が慢性化した状態とはなっていない	○
【コメント】		
一時保護施設の老朽化が進んでいるため、職員はあらゆる工夫で、共有スペース、学習室、静養室等を確保するように努めているが、生活の快適性が十分とは言えない。日中の居室を学習室に併用したり、食事は幼児や低学年児童と高学年児童の場所を分けて対応するなど工夫している。幼児班の居場所も日当たりは良いが、出入り口に接して落ち着かない。定員超過の対策は一時保護委託で対応している。令和9年度の建て替えが待たれる。		
[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか		第三者 評価結果
[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか		a
1	こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している	○
2	こどもの生活空間のプライバシーに配慮している	○
3	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している	○
4	家庭的な環境となるよう工夫している	○
5	生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している	○
6	必要な修繕等を行っている	○
7	生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している	○
【コメント】		
一時保護施設は居住空間に余裕がないなかで、プライバシーを確保するように工夫している。日課の設定はできるだけ自由をモットーに取り組み、こども個々の日課表を部屋に掲示して自立した生活を促している。		

## 2. 職員体制・職場環境

[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか		第三者 評価結果
[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか		a
1	管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている	○
2	管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている	○
3	スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている	○
4	管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている	○
【コメント】		
一時保護施設経験豊富な保護課長がマネジメントを担っているが、課長をサポートする中堅経験職員層が薄い。そのため人材育成と業務の質を高めることが組織課題であると認識して、ベテラン職員と新人職員が夜勤を組む勤務体制を取っている。普段の勤務で職員間の意思疎通が図れるように配慮し、グループチャットを活用して、新人の困りごとは管理者である課長とベテラン職員が話し合えるようにしている。		
[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか		第三者 評価結果
[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか		a
1	受入れをすくもこの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している	○
2	直接支援にあたる職員は保育士や児童指導員の任用要件を満たしている	○
3	専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている	○
4	各職種の役割や権限、責任が明確になっている	○
【コメント】		
正規職員は任用要件を満たした児童指導員4名、保育士7名が配置。非常勤職員として、生活指導員、保育士、児童心理司、2名の学習指導協力員等が配置されている。小規模な保護施設の特徴を生かし、お互いの業務をカバーしながら援助にあたっている。相談部門の看護師が通院が必要なこどもの把握や付き添いの援助も行っている。		
[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか		第三者 評価結果
[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか		b
1	夜間に2人以上の職員がいる	○
2	ユニットがある場合、夜間において1ユニットにつき1人以上の職員を配置している	-
3	夜間における行動観察やケアができる体制（正規職員の配置等）がある	○
4	児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している	○
【コメント】		
夜間は複数の職員体制でこどもの健康・安全を見守っている。夜間の行動観察と個別ケアができる配置となっている。建物の構造上で、ユニット単位の生活の場は提供できていないため、移転・改築によるサービス向上を待ちたい。		

[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか		a
1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みを行っている	○
2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みを行っている	○
3	職員一人ひとりの育成に向けた取組みを実施している	○
4	職員間での指導・育成を行う仕組みがある	○
5	職員が外部研修を受講している	○
【コメント】		
<p>県の児童家庭課による研修で、法令・規範・倫理等を理解する取組みを行っている。今年度は7名の異動があり、ベテラン職員が新人職員を育成できる勤務体制を編成した。職場内研修は、非常勤を含めた全職員参加で、多岐にわたる研修で育成を実施している。年度初め、中間、3月期の3回に育成計画に基づいて面接を実施している。</p>		
[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか		第三者 評価結果
[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか		a
1	適正な就業状況を確保している	○
2	職員の健康管理を適切に行っている	○
3	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みを行っている	○
4	一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている	○
【コメント】		
<p>こどもの権利擁護には、職員の精神的負担を軽減することが大切なため、ストレスチェックに留意している。所長や課長は常にローテーション勤務の職員の顔を見ると声掛けをするように心がけている。また、一人ひとりにアンケート調査を行い、働きやすい職場環境づくりに努めているため、職員による業務の自己評価も良好である。</p>		

### 3. 情報共有・関係者間連携

[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか		第三者 評価結果
[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか		a
1	職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある	○
2	職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である	○
3	職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している	○
【コメント】		
<p>パソコン入力による児童の情報管理システムの他に、朝、夕の申し送りの際に「引継ぎノート」で、交代勤務中の出来事や、疑問に思ったこと、援助内容の意見等を、情報共有している。こどもの状態によっては、心理司や非常勤務医師と情報共有し、アドバイスをもらうこともある。どのような時も「報・連・相」を怠らない姿勢を貫いている。</p>		
[No.31] 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか		第三者 評価結果
[No.31] 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか		a
1	相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある	○
2	こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている	○
【コメント】		
<p>事業所の強みは、渡り廊下で相談部門と一時保護施設が繋がっているため、こどもの生活の様子が雰囲気を感じられることである。担当福祉司と心理司は、保護部門の観察会議に出席し、保護所職員は援助方針会議に出席し、相互理解を密にしている。また、一時保護所の運動会に相談部門職員参加したり、月に1回の子どもの外出を、福祉司と心理司が担って相互に連携を行っている。</p>		

[No.32] 情報管理を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.32] 情報管理を適切に行っているか		a
1	個人情報を適切に取り扱っている	○
2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている	○
3	書類や記録等は適切に管理・更新をしている	○
4	法令で認められている場合以外において、子どもに関する情報を外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ている	○
5	情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取組みを行っている	○
【コメント】		
個人情報保護・管理に関する研修を年に2回、児童相談所次長が講師となり、全職員を対象に会議室で実施している。研修資料はデータベース化されていて、交代勤務者も、再度の確認でも閲覧、学習できるようにしている。子どもに関する情報を外部機関と共有する必要がある場合は、子どもと保護者の同意を得て、記録にとどめている。		
[No.33] ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか		第三者 評価結果
[No.33] ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか		a
1	子どもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある	○
2	職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している	○
3	AIやモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている	○
【コメント】		
令和4年2月から稼働を開始した児童相談所業務支援システムにより、子どもと家庭の情報が相談部門と一時保護施設で相互に確認できる。日々の児童に関する記録も双方で入力と閲覧ができ、複数の職員が同時に入力・閲覧できるパソコンが配置されている。今後のビジョンでは、職員の業務効率化、負担軽減のためにICT化を推進するとしている。		

#### 4. 関係機関との連携

[No.34] 医療機関と適切に連携しているか		第三者 評価結果
[No.34] 医療機関と適切に連携しているか		a
1	必要な場面で医療機関からの協力が得られている	○
2	こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある	○
3	必要な場面で児童精神科医の協力が得られている	○
【コメント】		
非常勤の看護師が相談部門に勤務し、毎週小児科医が健康管理にあっている。一時保護施設に近い医療機関のリストがあり、協力が得られている。近くの歯科医と看護師が一時保護施設のこどもに理解があり、寄り添った治療をしてくれるので、職員も心強く思っ援助にあたれる。自傷行為など特別な配慮を必要とするこどもの対応は、精神科医等の専門職のアドバイスを受けている。		
[No.35] 警察等と適切に連携しているか		第三者 評価結果
[No.35] 警察等と適切に連携しているか		a
1	必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している	○
2	警察等の面接等にあたっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている	○
【コメント】		
年に1回開催される管内警察署との連絡会議等において、一時保護施設の特徴、現状について説明し、警察による身柄付通告等の対応について意見交換している。夜間・休日、職員の勤務体制に余裕がなく、身柄付通告の受け入れ時間調整が必要な場合や、無断の家出の捜索、警察によるこどもへの事情聴取の負担軽減等、事前の協力関係が欠かせないため調整に努めている。		

### 第3部 一時保護施設における支援

#### 1. 一時保護施設の運営

[No.36] 緊急保護を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.36] 緊急保護を適切に行っているか		a
1	緊急保護ができる環境と体制が確保されている（居室の確保、夜間の保護の体制等）	○
【コメント】		
夜間の緊急保護の場合は、勤務者が対応するが、応援が必要な場合は当番管理職に緊急連絡して指示を仰ぐこととなっている。夜間緊急保護の受け入れ手順は定めている。緊急保護直後の感染症対策や、検診が必要な場合の判断マニュアルも備えている。緊急保護居室は常設されていないため、隔離できるスペースを職員間で確認している。		
[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか		b
1	個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている	○
2	日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている	○
3	役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している	○
4	一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的な生活習慣が身につくよう支援している	○
5	こどもが一人になれる時間や場所がある	△
【コメント】		
決まった時間に起床して、洗面、食事、入浴する事などを通じて、「心地よさが感じられ、生活リズムが身につくように」をモットーに援助している。こどもの力量、年齢にあった掃除当番などで、家庭生活でも役割が果たせるように働きかけている。洗面所の柱にタイマーが設置され、歯磨きが丁寧にできるように工夫している。設備で、こどもが一人になれる空間がないため、今後の改築が待たれる。		
[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか		第三者 評価結果
[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか		a
1	こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している	○
2	こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるよう配慮している	○
3	事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる	○
4	遊具や備品について定期的に点検している	○
【コメント】		
レクリエーションとして、外出行事も含めた年間計画を定めている。年間計画に基づいて月ごとの行事と計画担当者を決めて、ひと月に1回は外出活動を行っている。毎日の遊びも、こどものニーズに答えられるような職員の勤務体制を取っている。職員はこどもとの遊びを通じて、信頼を得て、自然に相談されるような関係ができています。		

[No.39] 食事を適切に提供しているか		第三者 評価結果
[No.39] 食事を適切に提供しているか		b
1	食事の安全・衛生を確保している	○
2	食事を適時適温で提供している	○
3	献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含有したもになっている	○
4	こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している（おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか）	○
5	食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している	○
6	こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている	△
7	こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている	△
【コメント】		
<p>食堂のスペースの関係で、幼児と低学齢児童が食堂で、高学齢男女は居室での食事となっている。食事献立や味付けなどはこどもの評判がよく、大きな生活の楽しみとなっている。建物構造上、ユニット単位の食事形態を取られないので、テーブルに感染予防の亚克力板衝立があり、楽しい雰囲気食べるのに難点があるため、工夫があってもよいと思われる。また、こどもの希望アンケートを取った献立の検討も期待したい。</p>		
[No.40] こどもの入浴は適切か		第三者 評価結果
[No.40] こどもの入浴は適切か		a
1	入浴の回数や時間は適切である	○
2	入浴時間帯は適切である	○
3	こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している	○
【コメント】		
<p>入浴は幼児も、学齢児童も毎日行って、清潔の心地よさを体験するように心がけている。入浴設備が1か所しかないことで、午前中が幼児の時間にあてられ、午後に学齢男女が一人で入浴するため、時間帯を長く取らざるを得ない。</p>		

[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか		第三者 評価結果
[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか		a
1	衣服の清潔は保たれている	○
2	時間と場所に応じた適切な衣服を着用している	○
3	発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択できるようにしている	○
4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できる	○
5	子どもが希望する場合には、私服の着用が可能である	○
6	下着を提供する場合は、新品を提供している	○
【コメント】		
衣類の洗濯は職員が施設内の洗濯機で行っている。衣類をたたんで、整理保管し、着用する場所や時間、気候に応じて着る服を選ぶ作業は、生活訓練と位置付けている。子どもと保護者が私物の持ち込みを希望する場合は、私服の着用も可能としている。		
[No.42] こどもの睡眠は適切か		第三者 評価結果
[No.42] こどもの睡眠は適切か		a
1	こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している	○
2	部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である	○
【コメント】		
起床時間と就寝時間は、こどもの年齢や状況に応じて設定し、適切な睡眠が確保されている。幼児の寝かしつけ、眠れない子、夜驚症等の対応については夜勤指導員があたり、入眠しやすく、安眠しやすい雰囲気と環境づくりに配慮している。		
[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか		a
1	入所時にこどもの健康状態を把握している	○
2	こどもの健康状態を適切に把握している	○
3	こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている	○
4	健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある	○
【コメント】		
こどもの健康管理を適切に実施して、一時保護の目的である健康観察に役立っている。入所の際に健康診断を行い、体調不良があれば看護師と相談して医療機関を受診する対応を取っている。毎日の検温、定期的体重測定、身長測定を実施して記録している。		

[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか		a
1	こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている（ICTの活用等を含む）	○
2	学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている	○
3	在籍校との連携を図っている	○
4	通学を希望する子どもについては、通学支援やリモート授業等を実施している	○
【コメント】		
一時保護した時に学習習熟度をテストで把握し、こどもに合った学習を提供している。学習指導員2名が、ICT機器を活用した個別学習プログラムを提供している。担当児童福祉司が在籍校との窓口となって、学習課題の提供を受けたり、タブレット学習により、通学できないために想定される学習ハンディを少しでも解消できるように努めている。		
[No.45] 無断外出を行う子どもに対して適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.45] 無断外出を行う子どもに対して適切な対応を行っているか		a
1	子どもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない	○
2	無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている	○
3	無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
4	無断外出が発生した場合に、無断外出をした子どもに対して、理由等について話を丁寧に聞く等適切な対応を行っている	○
5	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っている	○
【コメント】		
無断外出が起こった場合の警察との連携は普段から整えている。一時保護所職員は、こどもの行動観察を丁寧に言い、声掛けや個別支援を通じて発生予防に努めているが、リスクが高い動きが予想された場合は、相談部門と協力して対応している。事件発生後、本館の相談部門と協力態勢で、こどもの気持ちに寄り添いながら発生原因を分析して、これからの援助につなげるようにしている。		
[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか		第三者 評価結果
[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか		b
1	発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている	○
2	未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している	△
【コメント】		
平屋建ての一時保護施設で、日のさす明るい1室を未就学児保育にあてているが、玄関ドアと保育室が接していて人の出入りがあり、落ち着いた空間となっていない。未就学児について、年齢、発達に応じた保育日課を組んで支援している。園庭が広く、緑に囲まれた保育環境で、天気の良い時には野外で安全な遊びを提供している。		

## 2. アセスメント・支援方針

[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか		第三者 評価結果
[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか		a
1	一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している	○
2	一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している	○
【コメント】		
月1回の課内会議で継続的にこどもの様子を共有しているほか、本年度より、一時保護開始から2週間後を目途に、毎週水曜日の定例会議のなかで観察会議を開催するようにした。相談部門とはオンラインでの記録の閲覧に加え、引継ぎノートを用いて、配慮してほしい点や精神科医の見立て等を伝えている。小規模のメリットを生かし、担当児童福祉司等との対話による直接のコミュニケーションも取りやすくなっている。		
[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか		a
1	こどもの全生活場面について行動観察を行っている	○
2	こどもの行動観察の結果を記録している	○
3	行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている	○
【コメント】		
毎日午前・午後の2回に分け、一時保護中のすべてのこどもについて行動記録を作成している。記録の視点についてはマニュアルに基づき、研修を実施して周知している。職員の関わりによりこどもに成長がみられたこと等は、引継ぎノートにも記載し、共有化している。なお、ストレングスの視点について積極的に記載することは意識的に伝えてはいたため、今後の取り組みに期待したい。		
[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか		第三者 評価結果
[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか		a
1	観察会議を適切な頻度（原則として週1回）で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている	○
2	観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している	○
【コメント】		
一時保護課のみで実施する観察会議は、こどもの支援を優先するため開催できていないが、実質的には週1回の定例会議において、こどものケース報告や検討を実施している。定例会議には、各ケース報告時に担当児童福祉司および心理司が参加している。		

[No.50] 行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか		第三者 評価結果
[No.50] 行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか		a
1	行動診断や援助指針（援助方針）に基づく支援方針を職員間で共有している	○
2	支援方針に基づく個別ケアを大前提としたこどもの養育・支援を行っている	○
3	一時保護解除後を見据えた支援を行っている	○
【コメント】		
定例会議での検討・決定に基づいた援助方針について、主に課長が引継ぎノートに記載することにより共有化を図っている。一例として、家庭で十分に経験してこなかったことを経験させるための働きかけや、表出している行動上の問題への対応の統一等が挙げられる。必要に応じて心理司による面談につなげる等、担当者間で連携を図りながら支援を進めている。		
[No.51] 総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか		第三者 評価結果
[No.51] 総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか		a
1	チームで情報共有しながらアセスメントを行っている	○
2	総合的なアセスメントに基づく援助指針（援助方針）を策定している	○
3	援助方針会議に一時保護施設職員が出席している	○
【コメント】		
ケースカンファレンスには一時保護課職員も参加し、多角的に意見を出し合いながらアセスメントを行うようにしている。判定会議資料の作成にあたっては、担当の一存ではなく多職種の意見を反映させるようにし、作成後には回覧して全体で確認するプロセスを経て、一時保護所としての意見を取りまとめるように留意している。		
[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか		第三者 評価結果
[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか		a
1	こどもの変化に応じた支援を行っている	○
2	適切な期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている	○
【コメント】		
集団活動のなかでのこどもの行動等をふまえ、相談課・児童福祉課・児童心理課・一時保護課の4課で意見を出し合い、こどもの成長が期待できる方向へと援助方針を立てるよう留意している。ネグレクト等の影響も加味し、伸びしろを見立てるなかで、より本人に合った措置先を選定し、成長に応じて見直しながら、こどもの現状をふまえた援助方針の策定に努めている。		
[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか		a
1	こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている	○
2	こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している	○
3	親子関係再構築支援に関する児童相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している	○
【コメント】		
児童相談所のカンファレンスに一時保護課職員も参加するなかで、保護者や里親等への説明や助言の仕方等について共通認識を図るとともに、役割分担を行い対応している。特性により子育てに困難さがある場合には、生活支援のなかでの好事例を積極的に伝えるようにする等、保護者や里親等の負担軽減にも留意している。		

### 3. 一人ひとりの特性や課題等への対応

[No.54] こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.54] こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか		a
1	性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている	○
2	こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている	○
3	一時保護施設の子どもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対処を行っている	○
4	P T S Dの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている	○
【コメント】		
<p>子どもに対し、自己や他者のパーソナルスペースを大切にすること等を伝えるとともに、個々の課題に応じた性教育を個別に実施している。倉庫等の死角になりやすい場所には子どもが立入らないよう留意し、性的事故等の防止に取り組んでいる。性的な問題を有するこどもの受入や支援にあたっては、カンファレンスで検討したうえで対応している。</p>		
[No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のある子どもに対して適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のある子どもに対して適切な対応を行っているか		a
1	他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている	○
3	他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている	○
【コメント】		
<p>「一時保護所職員の手引き」には、職員や他児への暴力や著しい暴言があった際に、そこに至った心理的状況や、どのようにしたら行動変容が可能かを子どもと一緒に考えること等を明記している。専門機関の研修に課長ほか職員を派遣しており、学んだ内容を所内で共有化している。注意引きのためかどうか等を見極め、引継ぎノートで共有し、場合によっては複数の職員で聞き取る等、経験豊富な職員を中心にケースに応じた対応を取っている。</p>		

[No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか		a
1	一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制の確保を行っている	○
2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保している	○
3	重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮を行っている	○
【コメント】		
触法少年の受入にあたり、委託児童を可能な範囲で委託元に返す等しながら、受入児童にとって刺激の少ない環境を用意し、できるだけマンツーマンの対応ができるよう職員を配置している。職員の心理的負担軽減のため、福祉課による家裁送致等の調整の進捗を共有しながら、見通しをもって支援にあたるようにしている。		
[No.57] 障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか		第三者 評価結果
[No.57] 障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか		a
1	障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある	○
2	障害特性に応じたケアを行っている	○
3	周りのこどもが障害について理解できるような取組みを行っている	○
【コメント】		
こどもが好きな玩具で落ち着いて遊べるよう、玄関前の空間を活用して保育室様のスペースをつくっているが、こどもの特性に配慮して年齢の幅を持たせ、幼児のみならず小学2年生まで使用可としている。他のこどもたちの目線に配慮し、プライバシーを守る範囲内で特性について他のこどもに説明したり、排泄の自立が難しいこどもの居室の配置に留意する等の取組を行っているが、ハード面の制約があり困難な面も認識している。		
[No.58] 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか		第三者 評価結果
[No.58] 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか		a
1	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある	○
2	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じたケアや医療行為を行っている	○
3	服薬管理を適切に行っている	○
4	誤薬防止策を講じている	○
【コメント】		
服薬に関しては令和6年度から、2名の看護師がダブルチェックにより薬をセットし、夜勤者、飲ませた職員等、段階を追ってチェックを重ねるしくみに変更しており、それ以降は誤薬等は発生していない。看護師はできる限り、どちらか1名は出勤できる体制を取り、通院同行も含めて健康面の支援を行っている。		

#### 4. 一時保護施設からの退所に向けた支援

[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか		第三者 評価結果
[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか		a
1	一時保護解除を伝える時期について、子どもの状況等を踏まえ十分に配慮している	○
2	里親委託や施設入所等に移行することもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている	○
3	一時保護解除後も引き続き児童相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている	○
4	子どもの年齢に応じ、一時保護解除後のSOSの出し方について子どもに伝えている	○
【コメント】		
退所を子どもに伝える時期については、家庭復帰や措置変更等の行き先も含め、ケースバイケースで子どもの最善の利益を考慮したうえで対応している。施設移行や里親委託の場合には、他課と連携し、子どもに理由を十分に説明したうえで見学や面会に立会い、新しい生活への不安を和らげ今後の生活の見通しが持てるように支援している。子どもが納得できるよう、意見や疑問には丁寧に答え、子どもを大切に思う気持ちやアフターフォローについても伝えている。		
[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか		第三者 評価結果
[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか		a
1	家庭引き取りの場合、一時保護中に得られた子どもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる	○
2	施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られた子どもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる	○
3	一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている	○
【コメント】		
移行先の施設職員や里親等に、一時保護所で把握した子どもの特性や、大切にしていること等について丁寧に引継ぐこととしており、必要に応じて書面に取りまとめている。家庭復帰の後は甘えが出る等、施設で見せている姿と異なる子ども像が表出する可能性も含めて伝えるようにしている。		

## 第4部 一時保護施設の管理運営

### 1. 安全管理

[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか		第三者 評価結果
[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか		a
1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある	○
2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている	△
3	マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある	○
4	マニュアル等の内容について見直し等を行っている	○

#### 【コメント】

県の「一時保護所職員の手引き」を職員に配布し、毎年研修を実施して周知している。最新版は令和7年9月に改訂されている。手引きを原則としつつ、拠点毎のハード面の違いや、入所しているこどもの構成・関係性等によって対応が異なることをふまえて説明している。

[No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか		第三者 評価結果
[No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか		a
1	こどもの事故やケガを防ぐための対策を講じている	○
2	こどもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている	○
3	こどもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる	○

#### 【コメント】

ケガや事故が発生した場合には、事故報告書により原因究明と再発防止を図っている。事故につながりやすい事例をヒヤリハット報告書に挙げて回覧するしくみがあり、今後はさらに会議等でも取上げ、話し合う機会を設けたいとしている。廊下を走ると危険であることから、途中で低いテーブルを置く等、できるだけ子どもたちが安全に過ごせる環境設定に配慮しており、修繕が必要な箇所や壊れている玩具・遊具等があった場合には都度、修繕や交換等の対応をしている。

[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか		第三者 評価結果
[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか		b
1	火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している	△
2	避難訓練を毎月1回以上実施している	○
3	日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている	○

#### 【コメント】

毎月の避難訓練のほか、本所も含めた大規模な防災訓練を年2回実施しており、大雨を想定した避難所開設や消防訓練を合同で実施している。緊急時に関係機関と適切に連携できるよう、連絡先等をマニュアルに示している。MSWとは日頃から連携を図っているため、緊急時の医療との連携もスムーズにできると想定している。

[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか		第三者 評価結果
[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか		a
1	感染症の発生を防ぐための対策を講じている	○
2	感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている	○

**【コメント】**

日頃から子どもの体調管理に留意し、発熱している際はできるだけ隔離するようにしている。人数が多い場合にはカーテンで仕切るだけのこともある等、十分なゾーニングができないことを課題としているが、令和9年度に計画している建替後には個室対応が可能になる予定である。

[No.65] 一時保護中の子どもの私物について、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.65] 一時保護中の子どもの私物について、適切な対応を行っているか		a
1	一時保護期間中、子どもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している	○
2	子どもが所持すべきではないものや明らかに子どもの私物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている	○
3	子どもの私物は一時保護解除時に返還している	○
4	子ども以外の者への返還は適切に行っている	○

**【コメント】**

子どもの私物は「所持物一覧表」により子ども本人と確認したうえで記名した袋にまとめ、鍵のかかる倉庫に保管している。トレーナーと長袖Tシャツ等、名称とその物への理解が異なるケースがあつたため、写真に残すようにしたことで齟齬がなくなった。ケースに応じて子どもに渡すことが適切ではない物については、担当児童福祉司に渡すか保護者に返却している。一時保護解除時にも「所持物一覧表」に記録しながら、私物を確実に返却するようにしている。

## 2. 施設運営計画

[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか		第三者 評価結果
[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか		b
1	事業計画を策定している	△
2	事業計画に基づく取組みを実施している	△
3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある	△
4	策定にあたって、子どもや職員の意見を反映できる仕組みがある	△
【コメント】		
事業計画は案の段階にとどまっているが、ほぼ予定通り進捗していることを確認している。年間予定表としての「年間事業計画表」があり、課内会議で行事の振返り等の見直しを行っている。行事や所外指導の実施後は職員にアンケートを実施して会議で振り返り、改善点を抽出して次につなげている。		
[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか		第三者 評価結果
[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか		a
1	自己評価を定期的に行っている	○
2	外部評価を定期的に行っている	○
3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている	○
4	職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている	○
5	子どもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている	○
【コメント】		
自己評価については、年度途中の課内会議にて、改めて毎月実施するべきものであることを確認し、以降は毎月の確実な実施を図っている。外部評価は3年に1回受審し、改善の指摘を反映させている。入所2週間後および長期入所となった場合は複数回、子どもにアンケートを実施するとともに、トラブル等の発生時に聴き取りを行う等、子どもの意向把握に努めている。保護者からの意見は担当児童福祉司が窓口となっており、何かあれば共有し対応している。		

【判断基準】ごとに、○、△、× のいずれかを選択

○  
△  
×

評価基準

- s: 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b: 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c: 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

s  
a  
b  
c